

○郡上市魅力ある地域づくり推進事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 27 日告示第 19 号

改正

平成 29 年 3 月 31 日告示第 55 号

平成 30 年 3 月 16 日告示第 37 号

令和 4 年 4 月 1 日告示第 50 号

郡上市魅力ある地域づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、自ら考え自ら実践する市民主体の地域づくりを促進し、自立した地域社会を実現することを目的とし、その実現のために地域自治組織及び公益的な活動を行う市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）が行う協働による地域づくりへの取組に対し郡上市魅力ある地域づくり推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成 16 年郡上市規則第 39 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業部門)

第 2 条 補助対象とする事業部門を次のとおり設定する。

- (1) 地域課題解決部門
- (2) 市民活動部門（地域づくり助成型・スタートアップ助成型）
- (3) G o o d 郡上プロジェクト部門

(補助対象団体)

第 3 条 地域課題解決部門の補助金交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治会及び地区会
- (2) 次のいずれにも該当する団体であって、継続的に地域づくり活動を行おうとするもの
 - ア 文書化された定款、規約、会則等を有し、責任者が明確となっていること。
 - イ 自治会及び地区会と連携し、会員は当該集落世帯の大部分で構成されること。
 - ウ 団体として今後おおむね 10 年以上の活動が見込まれること。
 - エ 会計処理が適正に行われていること又は見込まれること。

オ 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。

カ 公序良俗に反しない団体であること。

2 市民活動部門（地域づくり助成型）の補助金交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

（１） 文書化された定款、規約、会則等を有し、責任者が明確となっていること。

（２） 構成する会員等が１０人以上であること。

（３） 団体として５年以上の活動が見込まれること。

（４） 構成する会員等が明確にされ、独自の財源（会費等）を有していること。

（５） 構成する会員等の意見が集約される会議が年３回以上開催され、会計処理が適正に行われていること又は見込まれること。

（６） 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。

（７） 活動拠点を市内に有し、構成する会員等の過半数が市民であること。

3 市民活動部門（スタートアップ助成型）の補助金交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（１） 会員等の８割以上を、市内の中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）に在学する生徒（以下「中高生」という。）で構成する団体であって、次のいずれにも該当するもの

ア 文書化された定款、規約、会則等を有し、責任者及び補助事業の実施に直接必要な経費を管理する者（以下「資金管理者」という。）が明確となっていること。

イ 責任者は、中高生であること。

ウ 資金管理者は、会員等である中高生の保護者（市内に住所を有する者に限る。）、市内の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。）に勤務する教員その他市長が認める者であること。

エ 構成する会員等が５人以上であること。

オ 構成する会員等の意見が集約される会議が年３回以上開催され、会計処理が適切に行われていること又は見込まれること。

カ 活動拠点を市内に有していること。

(2) 前号に規定する団体以外の団体であって、次のいずれにも該当するもの

ア 文書化された定款、規約、会則等を有し、責任者が明確となっていること。

イ 構成する会員等が5人以上であること。

ウ 団体として3年以上の活動が見込まれること。

エ 構成する会員等が明確にされ、独自の財源（会費等）を有していること。

オ 構成する会員等の意見が集約される会議が年3回以上開催され、会計処理が適切に行われていること又は見込まれること。

カ 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。

キ 活動拠点を市内に有し、構成する会員等の過半数が市民であること。

4 G o o d 郡上プロジェクト部門の補助金交付の対象となる団体は、郡上市市民協働センターが実施するアイデアコンテスト（以下「アイデアコンテスト」という。）における提案者と協働で当該事業を実現するために活動し、かつ、次の各号のいずれにも該当する団体及び事業者とする。

(1) 文書化された定款、規約及び会則等を有し、責任者が明確となっていること。

(2) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。

(3) 活動拠点を市内に有し、構成する会員等の過半数が市民であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域課題解決部門の補助対象事業は、地域づくりの目標や課題解決策を盛り込んだ計画の策定及び具体的な活動とする。

(2) 市民活動部門（地域づくり助成型）の補助対象事業は、市民活動団体が行う地域づくり活動とする。

(3) 市民活動部門（スタートアップ助成型）の補助対象事業は、市民活動団体が新規に行う地域づくり活動とする。

(4) G o o d 郡上プロジェクト部門の補助対象事業は、アイデアコンテストにおいて入賞した提案を実現させるために行う活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金申請を行う地域づくり活動に対して、同一年度に国、県又はこの補助金以外の市の補助金、負担金等の財政支援を受ける場合は、補助対象としない。

(補助事業の補助率等)

第5条 補助事業の補助率、補助金額、補助期間等は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助対象事業に寄付金、広告料、参加料等、他の収入がある場合は、補助対象事業に要する経費の総額から他の収入を控除した額の範囲内で補助金を交付する。

- 3 算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に定める経費とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が指定する期日までに、魅力ある地域づくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 魅力ある地域づくり推進事業計画書（様式第2号）

(2) 魅力ある地域づくり推進事業補助金収支予算書（様式第3号）

(3) 市民活動部門（スタートアップ助成型）に第3条第3項第1号に規定する団体が申請する場合にあっては、承諾書（様式第4号）

(審査会)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を確認のうえ受理するものとする。

- 2 市長は、前項で受理した申請に対する補助金の交付の適否及び補助金の額の決定に際し、その審査を、別に定める郡上市市民協働活動審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

- 3 審査会は、前項の依頼があったときは、魅力ある地域づくり推進事業

補助金審査基準表（様式第5号）に基づき、採択の可否及び補助金額等を審査し、審査結果を魅力ある地域づくり推進事業補助金審査結果報告書（様式第6号）及び魅力ある地域づくり推進事業補助金審査結果（詳細）報告書（様式第7号）により、市長に報告するものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による審査を経て補助金の交付を適当と認めたときは、魅力ある地域づくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、交付を不適当と認めたときは、魅力ある地域づくり推進事業補助金不交付決定通知書（様式第9号）により申請団体に通知するものとする。

（変更・中止の手続）

第10条 交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、補助事業等の計画を変更しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ魅力ある地域づくり推進事業補助金計画変更・中止（廃止）申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、事業費区分の30パーセント未満の経費の配分の変更であって、補助金の額及び内容に変更を来さないものは申請を要しないものとする。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、その内容が採択された趣旨を大きく逸脱しないときは、変更を承認し、魅力ある地域づくり推進事業補助金変更承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（進捗管理及び報告）

第11条 市長は、交付団体が既に地域づくり活動を完了し、第13条の実績報告書を提出している場合を除き、必要に応じて事業の実施に対して意見を述べ、提言することができる。

2 市長は、事業の進捗状況の確認をするために交付団体に対し、魅力ある地域づくり推進事業補助金実施状況報告書（様式第12号）により実施状況の報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、第14条の規定により交付すべき補助金の額

を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

- 2 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、魅力ある地域づくり推進事業補助金概算払（前金払）請求書（様式第 1 3 号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第 1 3 条 交付団体は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- （1） 魅力ある地域づくり推進事業補助金実績報告書（様式第 1 4 号）
- （2） 魅力ある地域づくり推進事業報告書（様式第 1 5 号）
- （3） 魅力ある地域づくり推進事業補助金収支決算書（様式第 3 号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 1 4 条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該書類を審査し、補助金の額を確定し、魅力ある地域づくり推進事業補助金確定通知書（様式第 1 6 号）により交付団体に通知しなければならない。

（事業の公表）

第 1 5 条 補助金交付を受けた地域づくり活動は、その内容、実績等に関して、市広報紙又は市ホームページにより公表するものとする。

（事務局）

第 1 6 条 補助金の事務は、市長公室政策推進課が所掌する。

（その他）

第 1 7 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（郡上市協働まちづくり活動支援補助金交付要綱及び郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 郡上市協働まちづくり活動支援補助金交付要綱（平成 1 9 年郡上市告

示第3号)及び郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業補助金交付要綱(平成21年郡上市告示第42号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前にこの告示による廃止前の郡上市協働まちづくり活動支援補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたチャレンジ部門の事業については、別表第1に定める補助金交付回数に加算する。

4 この告示の施行前にこの告示による廃止前の郡上市協働まちづくり活動支援補助金交付要綱に基づき交付決定を受けた夢ビジョン継続部門の事業で当該事業に残りの期間がある場合、当該期間について事業の継続を希望する場合には、この告示の相当規定により事業を実施することができる。

別表第1 (第5条関係)

対象事業部門	補助率	補助金額	補助期間等
地域課題解決部門	補助対象経費の10分の10以内	20万円	1団体3年の継続交付を限度とする。
市民活動部門 (地域づくり助成型)	補助対象経費の2分の1以内	20万円	1団体3回を限度とする。ただし、同一年度内においては1回を限度とする。
市民活動部門 (スタートアップ助成型)	第3条第3項第1号に該当する団体 補助対象経費の10分の10以内	5万円	1団体1回を限度とする。
	第3条第3項第2号に該当する団体 補助対象経費の10分の8以内	5万円	1団体1回を限度とする。

G o o d 郡 上 プ ロ ジ ェ ク ト 部 門	補 助 対 象 経 費 の 10 分 の 10 以 内	10 万 円	1 団 体 1 回 を 限 度 と す る。
-----------------------------------	--------------------------------	--------	---------------------------

別表第2（第6条関係）

項 目	対 象 と な る 主 な 経 費
報 償 費	講 師 謝 礼、調 査 研 究 の 報 償 費 等（補 助 対 象 団 体 の 構 成 員 に 対 し て 支 払 う も の は 除 く）
旅 費	研 修 参 加 の 交 通 費 や 通 行 料
需 用 費	消 耗 品 費（用 紙、文 具 等）、印 刷 製 本 費 等
委 託 費	専 門 的 な 技 術 等 を 要 す る 業 務 を 外 部 に 委 託 す る 場 合 に 要 す る 経 費
役 務 費	通 信 費（電 話 代 等）、郵 送 料、保 険 料 等
使 用 料 及 び 賃 借 料	会 場 使 用 料、車 両 機 械 等 の 賃 借 料 等
原 材 料 費	補 助 対 象 事 業 に 必 要 な 原 材 料
備 品 購 入 費	補 助 対 象 事 業 に 直 接 必 要 な 備 品 の 購 入 費（補 助 対 象 事 業 以 外 に 転 用 で き る 家 電 製 品 な ど は 除 く）
負 担 金	研 修 参 加 費、受 講 料 等